## 困難を抱える女性の住まい支援強化

• 無料低額宿泊所に入居する女性が、安心して過ごすことができるための必要な設備や日用品等の導入に対し、補助します。

(事業HP)





県内(指定都市・中核市を除く)には、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号で定める、生計困難者のために、無料又は低額な料金で施設を利用させる事業)が約60箇所あります。しかし、その多くが男性専用となっており、女性が入りにくくなっているため、県は、女性が入りやすい無料低額宿泊所が増えるよう、補助金等により事業者の支援を実施しています。

<u>こうした女性の住まい支援と併せ、本事業により、女性が安心して過ごすために必要な設備(防犯カメラ、鍵の改修など)や日用品等の導入に対して補助</u>することを目的としています。

ご 寄附への御礼(ご 寄附の時期や金額等により異なります。)

- ホームページ等の広報媒体での企業名の掲載(掲載を希望されない場合は行いません)
- ・県からの感謝状またはお礼状の送付